

教 育 委 員 会 会 議 録

令和4年6月

教育長	教育次長	学校教育課長	社会教育課長	会 議 ・ 区 分
				定 例 会
開会場所	加悦保健センター 2階 農事相談室		担当書記	柴 田 勝 久
会議日程	自 令和4年6月27日（月） 1日間 至 令和4年6月27日（月）			
出席者数	委員 5名 出席			
出席委員	教育長 長島 雅彦 委員 樋口 潔 委員 佐々木 和代		委員 岡田 三栄子 委員 酒井 英隆	
欠席委員				
説明者	教育次長兼学校教育課長 柴田 勝久 社会教育課長 植田 弘志 総括指導主事 高岡 弘安			
署名委員	委員 岡田 三栄子 委員 樋口 潔			
その他	【傍聴者】 なし			

会 議 に 付 し た 事 件

項 目	件 名	結 果
審議事項	議案第8号 専決処分の承認を求めることについて 令和4年6月与謝野町議会定例会の議決を経 るべき議案に対する意見について	承認可決

協 議 及 び 報 告 事 項

項 目	件 名
協議事項	・なし
報告事項	・なし
そ の 他	・今後の予定について

教育委員会会議録

- 1 日 時 令和4年6月27日 午前9時30分から午前10時25分まで
- 2 場 所 加悦保健センター2階 農事相談室
- 3 議事の概要

[長島教育長]

それでは定刻になりましたので、令和4年度第3回与謝野町教育委員会会議を開催いたします。本日、会議の傍聴はありませんでした。

それでは、お配りしております日程に従いまして、会議を進行いたします。

日程第1「会議録署名委員の指名」についてでございますが、岡田委員と樋口委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(両委員とも了承)

承認をいただきましたので、よろしく願いいたします。

次に、日程第2、「確認事項」といたしまして、会議録の確認をお願いいたします。

はじめに4月27日に開催いたしました第1回教育委員会会議の会議録につきましては、前回の委員会においてご指摘いただいた箇所について修正をさせていただいております。修正のとおりご確認いただいたということで、よろしいでしょうか。

(意見なし)

それでは、本会議終了後に、署名をお願いします。

[長島教育長]

続きまして5月25日に開催いたしました第2回教育委員会会議の会議録につきましては、修正等ございますでしょうか。

[酒井委員]

一部文言の修正を事務局へ事前をお願いいたしました。

[長島教育長]

ご指摘の箇所を修正し、次回の教育委員会で承認・署名いただくことといたします。

[長島教育長]

日程第3の教育長報告に移ります。

新年度が始まって約3か月が経過いたしました。この間、収束しきらない状態が続く第6波、コロナ禍は、それぞれの園・学校においてまだまだ厳しい状況が続いています。新型コロナウイルス感染症を巡る対応や状況については、後に述べることで、本日は大変お忙しい中を第3回教育委員会会議にお集まりいただき、誠にありがとうございます。

前置きに季節の話をしただけいたしますが、6月14日に当地方も梅雨入りをいたしました。平年が6日ということなので少し遅れての梅雨入りということですが、大雨・災害の懸念が高まる時期となりました。「天災は忘れた頃にやってくる」という有名な言葉がありますが、これは大正から昭和初期に物理学者・随筆家として活躍した寺田寅彦の言葉とされています。まだ記憶に新しい今から4年前の2018年7月の平成史上最悪と言われた西日本豪雨被害以後も、毎年のように全国各地で大きな自然災害が発生しています。私自身は寺田寅彦のあの言葉は、もはや違うかなと思っています。「天災は忘れた頃ではなく」、「明日そして今やってくる」という覚悟と備えを必要とする時代を私たちは生きているのだと痛感しています。今年は災害が無いこと、せめて災害が少ないことを切に願っております。

それでは新型コロナウイルス感染症ですが、この間、新年度になってからの校園の臨時休業や学年・学級閉鎖の状況はレジュメのとおりです。前回の会議から閉鎖となったのはのだがわこども園と山田小学校でございます。全国、京都府全体では減少傾向となっており、本町においても同様の傾向ですが、5月下旬の市場小学校の集団感染そして先週の山田小学校の例を見ましても、全くをもって油断出来な状況は続いていると痛感しています。

町のワクチン接種の状況は、6月21日の時点でのHP発表の数字はレジュメのとおりです。小学校児童に該当する5歳以上から11歳以下の接種率は依然として低調な状況です。

また、60歳以上、18歳から59歳で基礎疾患を有する方、重症化リスクが高いと医師が認める方を対象とした4回目の接種は、7月1日より個別接種、16日から集団接種が始まるとされています。

次に園・学校の様子ですが、6月5日には丹後小学生陸上競技大会が、6月11日には丹後ブロック中学校陸上競技選手権大会が、京丹後市のはごろも陸上競技場で開催されました。それぞれの結果については別紙のとおりでございます。新型コロナウイルス感染症予防対策を定めたガイドラインに基づく実施ということですが、大会が開催され児童生徒が大きく輝く場が整えられたことは何よりであったと思います。

各校の修学旅行も幸いにして順調よく進んでいます。残るは延期された加悦中学校が6月29日から2泊、9月8日から1泊の石川小学校ということになっています。

それぞれの園・学校での諸行事も感染予防に万全を期しながらであります。教育活動において「学びの保障」に努めていただいているところでございます。

また、暑くなりまして熱中症の心配も高まってきております。メディアでの報道にありますように熱中症で搬送されるという事案の発生が心配されます。これに関わってになりますが、マスクの着用については、5月24日付けとさらには6月10日付けで文科省から事務連絡がございました。いずれの通知においても基本的な感染対策である、三つの密の回避を踏まえて、マスク着用が不要な場面として、体育の授業や運動部活動そして登下校時としております。これらについては小中学校に周知し、児童生徒への指導とともに各

学校より保護者宛文書などで理解と協力をお願いしているところでもあります。

しかしながら、体育の授業や部活動の際とは違って、登下校時に着用している児童生徒がまだまだ見受けられるという状況があります。これには集団登校では人と十分な距離を確保し会話を控えることが現実的に難しいこと、感染に対する保護者や児童の心配、さらにはマスク生活が長かったために児童生徒にも外しにくいという思いがあるなど、様々な理由があると思われます。

いずれにいたしましても、大切なのはマスクを外しても大丈夫だという安心感を学校だけでなく、大人や地域から子ども達に感じさせることが必要であると思います。さらには熱中症は命に関わる問題であるということをお大前提とした上ですが、決してマスクを外さないことが、コロナ禍当初に問題視されたマスクをしないことを完全な悪としたマスク警察的な動きや同調圧力にさらされないことが大切なことと考えます。

現在開催中の6月定例会においては、3月定例会での給食センターに続いて、懸案となっている小学校統合についての一般質問がございました。この問題についての方向性を示す時期も近づいてきたものと思います。この場でのご協議もお願いできればと考えております。さらに加えて申しますと、ここ数年、教育の流れに関わる大きな動きがございます。新しい学習指導要領の実施、GIGAスクール構想などがございます。最近、報道が続きました中学校における部活動の地域への移行も同様のことと捉えています。

また、社会教育に関わりましては、本定例会では学童保育とちりめん街道についての一般質問や文化庁からの補助事業・伝統芸能活用推進事業として、祭りなどでの屋台、神楽、太刀振りなどに必要とする用具の整備に係る事業も認められました。

これら議会での動きも報告させていただきました。この後、お諮りさせていただくことや報告が何点かございますが、何卒よろしくお願ひいたします。

[岡田委員]

コロナの関係で休校や学校閉鎖がありましたが、その後、感染した子ども達が通学した時に疎外感を受ける様なことが無かったのか心配です。また、感染した子ども達は軽症で済んだのか教えてください。

[長島教育長]

重症化していた事例の報告は受けておりません。熱が40度まで上げた子はおられますが、入院をして治療をした事例は聞いておりません。疎外感につきましては高岡総括からお願いします。

[高岡総括指導主事]

人権教育の視点を大事にして、指導を進めてもらっています。基本的には感染した子どもの氏名は公表しない方向で進めてもらっています。タブレットPCの導入がなされてからは、感染した氏名が分かってしまうこともあり、氏名が分かることも想定しての事前の取組をされている学校もあります。それによって大きな差別をされるという様な事例は聞いていません。しかし、小学校の低学年で、生活の中で、コロナという言葉を使って冷やかかしをするという事案の報告がありました。それについては学校・学級において適切な指導を進めていただいています。

[樋口委員]

マスクが登下校時等において必要ではなくなったということは、新聞やニュース等の報道で理解はしているのですが、どれだけ地域の方が理解をいただいているかということが課題でありまして、地域の方にお知らせできる内容や方法の検討をしたいと思います。

[長島教育長]

通知が出たと言いましても3年近くの時間の経過があり、行動の変化には時間がかかるかと思えます。子どもがマスクを外す必要がある時に外したいと思える、外すことが出来る壁がまだあるのかと思えます。親や地域の人々の目がある中で、歩いているという抵抗がありますね。

[佐々木委員]

マスク着用に関わってなのですが、登下校時は外したら良いと思うのですが、スクールバスでの通学時が気になります。バス内は着用すると思うのですが、外でマスクを外した流れで、バスの中も外したままのことがあるのではないかと心配しています。

[高岡総括指導主事]

学校では文科省の通知を基本にして、例えば、体育の時間・登下校時はマスクを外す指導をしています。マスクを外すことに不安を覚える子どももいますので、その場合については付けることも可能であるという指導を出しております。与謝野町校長会で保護者への通知文書を作成し配付されていると思います。町民の皆さんへの周知という点につきましては、ニュース・報道ではあるかと思いますが、全ての方にそのことが周知できていないのではないのでしょうか。7時半の町内放送やKYTの報道等で周知するのも一つの方法かもしれませんね。

[長島教育長]

屋外でマスクを着用しなくてもいいです。という一般の話で放送は流れていたのかと思います。そこで小中学生、児童・生徒については、登下校では熱中症予防のためにマスクをしないように学校で指導しておりますのでご理解ください。という一言が入れば、全く違って来るのかと思います。

[柴田教育次長]

ご意見をいただきましたので、町の広報・有線放送・学校だより等で広報を考えさせていただきます。

[酒井委員]

水分補給についてですが、テレビ報道でウォーターサーバーの様な物が感染予防対策で使うことが出来ないで、自動販売機を設置した小学校が出ておりました。そこまでの対策は必要なのかは分かりませんが、家から持参した水分は、すぐに飲み切ってしまうかと思われまので、その点を含めて学校の方で十分気を付けていただきたいと思います。

また、小学校の先生の不足問題ですが、その後はどのような状況なのでしょうか。

[長島教育長]

教職員が不足している件ですが、改善は進んでいません。教務主任が担任を兼務したり、通級担当の先生にご無理をお世話になるなどして対応しております。

[柴田教育次長]

各学校の給水対策ですが、子ども達には多めに水を持参するようにお願いをしていると思うのですが、コロナ臨時給付金や熱中症対策に対する補助金がありましたので、冷水器を購入している学校もあります。全てでは無いのかと思うのですが、各校の対応については調べさせていただきます。

[長島教育長]

次に、日程第4、「審議事項」に入らせていただきます。

議案第8号「専決処分の承認を求めることについて」

(令和4年6月 与謝野町議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見について)を議題とします。

提案理由等について 柴田教育次長が説明いたします。

(柴田教育次長及び植田課長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

[酒井委員]

貸付金については、農林課等が制度を有しているのはイメージできますが、文化財の保存等に関して、今回補助される団体に対する貸付についてはイメージが出来ないのですが、補助金が交付されてから渡すのではなく、先に町が立て替えて払わなければならない切迫した事情があるという理解でよろしいですか。

[植田課長]

今回、算所区さんが屋台のやり直しをされます。補助金は1,100万円ぐらい、事業費は1,500万円ぐらいで事業をされます。自己資金は400~500万円程度持っておられます。金額が大きいので事業者さんも、一部お金を先に受け取らないと途中で資金が不足する事情があり、400~500万円の資金を先に払われるのですが、2回、3回と分割しますと現金がありませんので、本来であれば金融機関等から算所区が借りなければならない、担保が無いと貸してもらえません。その間、町が貸して最終的には算所区さんが受けられる補助金を、このまま町に返していただくイメージになるかと思えます。

[酒井委員]

改修工事が終わり、実績報告書の提出後に補助金を交付される流れなのですね。工事をを行う前に、補助金を交付してもらうことは出来ない言うことですね。

[植田社会教育課長]

最終的にお金を払ってもらい、国に完了したという報告してから、国は実績報告を確認して補助金が交付される流れになると思います。

[岡田委員]

給食の保護者の負担が上がっている言うことに対して、補正予算で対応していただけるのはありがたいです。学校訪問等でも給食費の未納の家庭は昔に比べて少ないかと思いますが、現在、未納の保護者はどれぐらいおられますか現状をお知らせください。

就学援助制度において、給食費を援助していただくことも出来るのかと思いますので、知らないご家庭が無いようにご配慮をお願いいたします。

[柴田教育次長]

給食費の未納については現年度はありませんでした。岡田委員がおっしゃたとおり、経済的に厳しいご家庭は、学校の方から就学援助のご案内をさせていただいています。経済的に厳しいご家庭の方は、給食費を補填されますので、未納になるご家庭は無いのかと思います。修学援助率はここ数年で増加していきまして、小学校は20%弱、中学校は25%前後となっております。

[長島教育長]

ご質問等ございますか。

[長島教育長]

それでは、議案第8号「専決処分の承認を求めることについて」（令和4年6月 与謝野町議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見について）を提案のとおり承認される方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

[長島教育長]

挙手全員でございます。よって、議案第8号「専決処分の承認を求めることについて」（令和4年6月 与謝野町議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見について）は、提案のとおり承認されました。

[長島教育長]

次に、日程第5「その他」に入らせていただきます。

[柴田教育次長]

次回の教育委員会議については、7月20日（水）の午前9時30分からお世話になりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

[長島教育長]

以上で本日の会議を閉会いたします。おつかれ様でした。

午前10時25分 終了

教 育 委 員 会 日 程

日 時：令和4年6月27日（月）

午前9時30分～

場 所：加悦保健センター2階農事相談室

日程第1 会議録署名委員の指名
岡田委員 樋口委員

日程第2 確認事項
会議録の確認

日程第3 教育長の報告

日程第4 審議事項
議案第8号 専決処分の承認を求めることについて
令和4年6月与謝野町議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見
照会について

- ・与謝野町立公民館条例の一部改正について
- ・令和4年度与謝野町一般会計補正予算（第1号）
- ・令和4年度与謝野町一般会計補正予算（第2号）

日程第5 その他
◇
◇今後の予定について

議案第 8 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 4 年 6 月与謝野町議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見
照会について

与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 1 8 年与謝野町教育
委員会規則第 5 号）第 3 条第 1 項の規定により教育委員会の権限に属する事項
について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定によりこれを
報告し、承認を求める。

令和 4 年 6 月 2 7 日提出

与謝野町教育委員会

教育長 長 島 雅 彦

提案理由

令和 4 年 6 月与謝野町議会定例会への提出議案に関し、地方教育行政の組織
及び運営に関する法律第 2 9 条に基づく町長からの意見聴取について、教育委
員会を招集する時間的余裕がなかったため、与謝野町教育委員会教育長に対す
る事務委任規則の規定により専決処分したので、これを報告し、承認を求める
ものである。

専決第 5 号

専決処分書

与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 18 年与謝野町教育委員会規則第 5 号）第 3 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和 4 年 5 月 27 日

与謝野町教育委員会
教育長 長 島 雅 彦

別紙

令和4年6月与謝野町議会定例会の議決を経るべき議案に
対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、与謝野町長から意見を求められた令和4年5月与謝野町議会定例会に提出される当委員会関係議案に対する意見は、下記のとおりであります。

記

- 1 与謝野町立公民館条例の一部改正について
- 2 令和4年度与謝野町一般会計補正予算（第1号）

上記について、意義ありません。

専決第 6 号

専決処分書

与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 18 年与謝野町教育委員会規則第 5 号）第 3 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和 4 年 6 月 17 日

与謝野町教育委員会
教育長 長 島 雅 彦

別紙

令和4年6月与謝野町議会定例会の議決を経るべき議案に
対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、与謝野町長から意見を求められた令和4年5月与謝野町議会定例会に提出される当委員会関係議案に対する意見は、下記のとおりであります。

記

令和4年度与謝野町一般会計補正予算（第2号）

上記について、意義ありません。

議案第53号

与謝野町立公民館条例の一部改正について

与謝野町立公民館条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年6月8日

与謝野町長 山 添 藤 真

提案理由

旧公民館の所在地のままとなっていた与謝野町立温江地区公民館について、現在の使用地に所在地を変更するため、所要の改正を行うものである。

与謝野町条例第 号

与謝野町立公民館条例の一部を改正する条例

与謝野町立公民館条例（平成18年与謝野町条例第102号）の一部を次のように改正する。

別表第1 与謝野町立温江地区公民館の項中「与謝野町字温江902番地」を「与謝野町字温江133番地5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第53号資料

与謝野町立公民館条例新旧対照表

現 行		改 正 案	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
与謝野町立温江地区公民館	与謝野町字温江902番地	与謝野町立温江地区公民館	与謝野町字温江133番地5

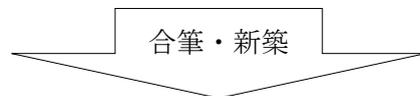
【温江公民館所在地の条例改正について】

- 温江区が温江地区公民館の新築工事等の調整をされる中で、温江地区公民館の所在地が昔の公民館の所在地（温江 902）となったままであったことが判明したため、現在の公民館の土地（8 区画）について所有者の異動を行い「温江 133-5」に合筆、登記の整理を行ったうえで新公民館を建築された。
（温江地区公民館全面改築工事 工期：令和 3 年 12 月 1 日～令和 4 年 3 月 29 日）
- 与謝野町立公民館条例に記載されている温江公民館の所在地を現状に即したものとするため、温江地区公民館の所在地を
「与謝野町字温江 902 番地」から、
「与謝野町字温江 133 番地 5」に変更する。

昭和41年ごろ 旧公民館
(温江 902)



昭和 41 年～ 旧公民館
令和 3 年 (温江 133-5, 134-2, 136-2, 139-5, 139-6, 140-1, 140-5, 140-6)



令和 4 年～ 新公民館
(温江 133-5)